

東京地方裁判所は、意匠権侵害訴訟の審理についての「東京地裁提言」の実施を平成12年10月から行っている。

(1) 意匠権侵害訴訟の審理

意匠権侵害差止等請求事件においては、各意匠を細かく文章で表現することなく、図面等を有効に利用して、登録意匠と被告製品の意匠が類似しているかどうかの主張、判断を行う。

意匠権侵害差止等請求事件においては、原告が、登録意匠及び被告製品の意匠を特定するために、各意匠の構成態様を、文章で細かく表現し、被告が文章による表現の対案を示すことによって、争うことがある。しかし、各意匠は、図面等で客観的に特定されているから、それを改めて文章によって表現する必要性は乏しく、逆に、文章による表現方法や用語の選択の適否が争われたりすることによって、不必要な主張の応酬がされて、審理の迅速性が害されるおそれがある。

各意匠は、図面等で客観的に特定されていることを前提として、当事者双方で、図面等を有効に利用して、登録意匠と被告製品の意匠が類似しているかどうかの主張を行い、裁判所も、図面等を有効に利用して、判断を示せば足りるのであり、各意匠を文章によって細かく表現して特定する必要はない。

(2) 意匠権侵害訴訟における主張・立証の整理

被告は、公知意匠資料を収集した上で、これらの資料を系統立てて整理し有用なものを選び出して、早期に提出する。

登録意匠と被告製品の意匠の類否判断においては、登録意匠の要部を認定して、被告製品の意匠が登録意匠の要部を備えているかどうかを検討することが多い。迅速適正な要部認定のためには、原告が、適切に登録意匠の要部を主張することが必要であることは勿論であるが、被告が、公知意匠を資料収集した上で、これらの資料を系統立てて整理し、有用なものを選び出して、早期に提出することも重要であり、裁判所は、そのような提出がされるよう訴訟指揮を行う。